

「被害者は声上げて」

ハンセン病訴訟をモデルに

法の保護生優旧 訴提で術手妊不

旧優生保護法の違憲性を問う訴訟が仙台地裁に起こされた。原告は知的障害を理由に不妊手術を強制された宮城県60代女性。弁護士は、被害を訴える元患者が相次ぎ、和解を経て補償を勝ち取った「ハンセン病訴訟」を意識し、新たな原告の登場に期待する。一方の政府内には「なぜ今」と困惑も。施行から70年。当事者の高齢化が進む中、救済は実現するのか。

(1面に関係記事)

「なぜ今」政府困惑

■エンジン

消え入りそうな声だった。「20年やってきたが書類がない。年を取っており早く前に進んでほしい」。30日の仙台市。提訴後の記者会見には、弁護士らと共に70代女性の姿があった。

16歳の時、知的障害を理由に不妊手術を強いられたと訴え続けてきたが、裏付けとなる資料が見つからず原告にはなれなかった。

別と偏見の実態が明らかになり救済を望む世論が高まった。

新たに名乗り出た原告が東京や岡山でも提訴。2001年に熊本地裁が国に賠償金の支払いを命じると、当時の小泉純一郎首相が控訴断念を決断し、国は謝罪と補償、検証を行った。

旧法下で不妊手術を施された障害者らは約2万5千人。ただ共同通信の調査では、25日時点で現存が確認された個人名記載の資料は約2700人分にとどまる。

厳しい現実を前に、弁護士からは「ハンセン病訴訟をモデルに」との声が出ている。1998年、元患者らが強制隔離政策の違憲性を問う熊本地裁に提訴。差

「(当事者から)お話があればしっかりと承りたい」と語るのみだった。担当課も実態調査について「現時点では検討していない」。

幹部の一人は「記憶もあやふやになっているのでは」と戸惑う。

日弁連なども謝罪や補償を求めているが、別の幹部からは「当時の法律に基づいており、悲しい出来事だが行政官は法に従うしかない」と苦しい本音も。「世の中一般の差別意識はなくなったわけではなく、大きな課題」と話す。具体的な対応には触れなかった。

■行政官

一方の政府。加藤勝信厚生労働相は30日の会見で

■歴史

旧法が制定された背景には、敗戦直後の人口過剰問題がある。46年、旧厚生省と関係が深い「人口問題研究会」は建議で、当時の国民優生法に関し「実績が上からないのは任意だから」として強制性の付与を提言。2年後、強制不妊手術を認めた旧法が施行された。研究会の人口政策委員会には、女性運動家や著名な知識人もいた。東大大学院の市野川容孝教授(医療社会学)は「優生学はドイツ・ナチスと結びつけられ『極端なもの』と見られがちだが、違つ。人口・福祉政策とは親和性が高く、リベラルと呼ばれる人や思想とも無縁ではない」と根深さを指摘する。

70年代以降は脳性まひの当事者団体「青い芝の会」が障害者差別だとして反対運動を展開、共感を得たが、旧法は96年まで存続した。

一方、ドイツでは80年から強制不妊手術の被害救済が始まっている。

市野川氏は「日本では障害者らが早くから『正しい声』を上げ、優生思想を問い直している」と歴史を振り返り、「国は裁判の行方にかかわらず、自ら検証し救済に向かうべきだ」と語った。